

入 札 公 告

令和 7 年 8 月 2 2 日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松 井 一 實

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

塩化銀の売払 別紙仕様書のとおり

(2) 目的及び概要

環境分析において発生した塩化銀を有償にて売却するもの。(詳細は仕様書を参照すること。)

(3) 引渡場所

広島市が所管する広島市内の施設

(4) 入札方式

開札後に入札資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

(5) 入札区分

本件は、広島市電子入札システムを利用しない紙入札である。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、総価(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格「令和 5・6・7 年 物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負」において「1 4 - 0 1 不用品の売払い」で認定されている者であること。

(3) 公告日から開札日までの間において、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

(4) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

(5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。

・一般競争入札参加資格確認申請書

3 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

本市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積情報」→「令和7年度案件（市長部局）」からダウンロードできる。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所・交付方法

広島市のホームページ（前記3に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードできる。

(2) 売却対象物等の問い合わせ先

広島市健康福祉局衛生研究所環境科学部

電話 082-277-6999（直通）

(3) 契約担当課（契約条項等に関する問合せ先）

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

5 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月5日（金）午後2時00分

イ 場所 広島市役所15階入札室

(2) 入札書の提出方法

入札書については、本市所定の様式（広島市のホームページに掲載。）を使用して作成し、上記5（1）イに持参すること。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。

(3) 入札回数

入札回数は、3回限りとする。

(4) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）

イ 開札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者がいるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

オ 提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

6 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を持参等により提出しなければならない。

（１）提出先

前記４（３）に同じ。

（２）提出部数

提出部数は、１部とする。

なお、提出した資格確認申請書は、返却しない。

（３）提出期限

令和７年９月８日（月）の正午まで

ただし、当初落札候補者となった者でないものが落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

（４）その他

入札参加者は、資格確認申請書を前記（３）の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

７ 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記６により提出された資格確認申請書により確認する。ただし、落札候補者が、開札日時以後、落札者の決定までの間に前記２（２）の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

８ 落札者の決定

（１） 前記７により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

（２） 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

９ その他

（１）入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、競争入札参加資格を取り消す（最長３年間）。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（５％）の損害賠償金を請求する。

（２）入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行できないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、再度入札を行った場合で直前の最高価格以下の入札書、入札金額を訂正したものその他広島市契約規則第8条に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条第5号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 契約書については、次のとおりとする。

ア 本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）において、落札者が広島市から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約用紙は、本市が交付する。

オ 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しない。

(6) 契約金額の納付

契約を締結した日から10日以内（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に、本市指定の納入通知書により納付するものとする。